

特定非営利活動法人 日本船舶管理者協会
10年間の振り返りと今後の活動について

平成28年6月24日

特定非営利活動法人 日本船舶管理者協会

目次

1.	設立の背景.....	1
2.	設立の目的等（設立時における趣旨の整理）	2
2.1	大目的	2
2.2	中目的	2
2.3	協会の在り方	2
2.4	国内における船舶管理会社の定義.....	3
3.	協会の歴史.....	4
4.	協会メンバー	15
4.1	会員数	15
4.2	役員	15
5.	10年間の活動の評価.....	16
5.1	大目的について.....	16
5.2	中目的について.....	16
5.3	協会の在り方	17
6.	今後行うべき事項.....	18
6.1	大目的について.....	18
6.2	中目的	18
6.2.1	管理会社の定義と必要性PR（管理会社のブランド化）	18
6.2.2	船員派遣制度の効果検証.....	18
6.2.3	船員不足解消のための事業構築及び助成等関係先への働きかけ.....	18
6.2.4	船員能力開発のための教育の実施と各種教育機関との連携	19
6.2.5	船舶管理スキームのネットワーク化.....	19
7.	目的を達成するための具体的な作業.....	20
7.1	船舶管理会社の定義と必要性PR（船舶管理会社のブランド化）	20
7.1.1	目的.....	20
7.1.2	実施方法	20
7.1.3	具体的作業.....	20
7.2	船員派遣制度の効果検証	21
7.2.1	目的.....	21
7.2.2	実施方法	21
7.2.3	具体的作業.....	21
7.3	船舶管理スキームのネットワーク化1（専門家集団の共有）	22
7.3.1	目的.....	22
7.3.2	実施方法	22
7.3.3	具体的作業.....	22
7.4	船舶管理スキームのネットワーク化2（専門知識の共有とスキルアップ）	22

7.4.1	目的.....	22
7.4.2	実施方法	22
7.4.3	具体的作業.....	22

1. 設立の背景

内航海運業界は、国民の生活を支えている国内貨物輸送量の約 44%（トンキロベース）¹を占める重要な基幹産業である。しかし 20 年以上前より、船舶の安全運航を支える船員の高齢化が進み船員不足が発生することが懸念され、また、船舶の老朽化や事業者の高齢化が問題視されていた。このため、国土交通省は、内航海運の活性化を図るため、平成 10 年 5 月、スクラップ・アンド・ビルド方式による船腹調整事業を解消した。一方で、船腹調整事業廃止に伴う経済的影響を避けるため内航海運暫定措置事業を導入した。その後、平成 13 年 7 月、国土交通省海事局長は、次世代内航海運懇談会²を設置し、「新しい内航海運のあり方」及びこれを踏まえた、海運、船舶、船員の海事分野全般にわたる「新しい内航海運行政のあり方（次世代内航海運ビジョン）」の検討を行った。その結果、『次世代内航ビジョン』（平成 14 年 4 月、以下「内航ビジョン」という）が示された。内航ビジョンにおいて、船舶管理会社の存在が、今後の内航海運を活性化していく起爆剤であるとされた。国土交通省は、内航ビジョンに基づき検討した結果、平成 17 年 4 月、内航海運業界を活性化するための「海上運送活性化 3 法案」を施行し、内航海運業界において運送事業者と船舶貸渡事業者との垣根をなくし、また船員派遣事業による船員の合理的な派遣を可能とした。

このような中で、国土交通省海事局は、「違法な船員派遣事業又は船員労働供給事業に該当しない船員配乗行為を行うことができる船舶管理会社について」³において違法でない船舶管理の形を整理したのみであり、内航海運業法・船員法・船員職業安定法のいずれの法律にも船舶管理会社の定義を示さなかった。一方で、内航海運業法の改正により、内航海運業者として登録するためには、総トン数 100 トン以上の船舶又は長さ 30m 以上の船舶を所有することが要件とされたが、国土交通省海事局内航課は、使用する船舶をもって所有したものとみなし、船舶を所有しない事業者（以下、みなし事業者）にも登録を認めるという運用を行うこととした。このため、船舶管理会社とみなし事業者（いわゆるマンニング業）は、類似の業務内容を行う場合において、船舶管理会社は内航海運業法上の責任を有さず、みなし事業者は内航海運業法上の責任を有するという状況から、船舶管理を請け負う場合においてもみなし事業者と同様に用船契約を用いた業務が継続的に求められている。

しかし、将来的に、船員の高齢化と不足、船主業の継続性並びに船舶管理におけるノウハウ

¹ 日本内航海運組合総連合会[2015]、『内航海運の活動』、平成 27 年度版、p5

² 次世代内航海運懇談会は、国土交通省海事局長の私的懇談会である。参照：
http://www.mlit.go.jp/kaiji/zisedainaikokon/zisedainaikokon_.html

³ 海事局長通達：国海政第 157 号

の維持・継続は、内航海運で必ず大きな問題となると判断された。また、船員の不足と共に船舶管理を行う者が不足し、将来的に船舶の管理を実行できない船主や必要な船腹量を確保できない荷主・オペレーターが現れることが考えられた。将来的に、船舶管理専門の事業は、内航海運において必要不可欠な存在になると推測された。

このような背景の中、日本船舶管理者協会は、船舶管理業の在り方を議論し、国内の海運事業における独自のマンニング主体の船舶管理からフル管理の在り方まで、幅広く船舶管理業のフレームワークを構築し、船舶管理業者の地位の確立と品質の向上を目指す団体として設立された。

2. 設立の目的等（設立時における趣旨の整理）

2.1 大目的

国内の海運事業における独自の船舶管理事業のフレームワークを構築し、船舶管理事業者の地位の確立と品質の向上を目指す。

2.2 中目的

今後の内航物流システムの維持管理を担う事業者として専門的スキルの共有と維持を行う。

- 1) 管理会社の定義と必要性PR（管理会社のブランド化）
- 2) 船員派遣制度の効果検証
- 3) 船員不足解消のための事業構築及び助成等関係先への働きかけ
- 4) 船員能力開発のための教育の実施と各種教育機関との連携
- 5) 船舶管理スキームのネットワーク化（専門家集団の共有）（工務監督や船員教育講師 J G（専門官）、NK（審査員）NKKK（検査官）等OBへの嘱託を通じて専門知識の共有とスキルアップを図る）（陸上業務においても必要ができれば同様な方法をとる）

2.3 協会の在り方

非営利団体として会員の相互扶助の観点に立ち、目的に列記した項目に関連する事業及びそれらに関連する共同事業の構築やルール作りを行うとともに各社が将来直面するであろう船舶管理に関する事故防止策や要員不足等、経営問題に直結するリスクを分析し、事前に対策を講じていく。

船舶管理者として国内物流の危機に対応できるシステム作りを先行して行っていくことで、今後の優位性を確保していくことは共同取組にて実施可能である。そのために、当協会の会員は、単なる競争相手という立場ではなく、今後の内航海運を支えていく兼任者として共存

共栄の精神の下、国内海上物流の運航管理業務を担っていくメンバーである必要がある。

当協会において議論される船舶管理業務は範疇が広く、その一部として船員教育訓練及び船員不足への対策を中心とした議論を進めることはある。そのため、当協会が船員派遣等の雇用問題に関与するように受け止められがちであるが、設立趣旨は事業体名にあるごとく純粋に船舶管理者としてみた船舶管理業務に関する活動である。従って、当協会の活動は、既存の労働組合の諸活動に関するものを議論しない。

なお、上記に関しては、個々の会員の方針や考え方で拘束するものではなく、会員は、船舶管理会社のスタンダードが何であるかを自らが確立し、実践しなければならない。

2.4 国内における船舶管理会社の定義

これまで、船舶管理会社と一般に言われている船主との違いが何かという議論は十分になされてこなかった。これは現行制度において船主が船舶管理全般を行うことが基本となっているためであり、これまでは船舶管理会社の存在意義が感じられず、その機能は特段定義の必要がないとの判断からであった。

しかしながら、今後は船舶の所有と管理の分離は大半のケースが避けて通れない状況であり、船舶管理を専門とする事業者の存在は大きくクローズアップされてくると考えられる。

当協会の設立において、当初から当趣旨に賛同している5社によって管理会社の定義について議論を行い、次の定義を制定した。本定義は当座の定義であり、今後船舶管理に関する諸問題を整理解決していく上でより具体的にしていく。

<国内船舶管理会社の定義について>

「他の所有する船舶の管理業務を内航船舶管理契約書における第4条の営業管理業務を除くその他の管理業務を自ら自己完結的に履行できる者」（次頁図1参照）

<理由>

- 管理会社の定義はその業務内容を考えれば様々な状況が考えられる。しかしながら、それらの各業務内容を箇条書きのように挙げて定義として位置付けると、多様な場合分けが必要となる可能性があり、定義が曖昧になってしまう恐れがある。
- 内航船舶管理契約書にある管理業務のうち第4条の営業管理業務以外については船舶管理業務の基本である。しかしながら、船主の管理業務の実態としてはオペレーターや造船所その他関係先へ実際の業務を委託している場合が多く、全ての管理業務を自己完結的に行っていないのが実態である。

委 託 内 容	1	船員配乗・雇用契約	<input type="checkbox"/> 諾・ <input type="checkbox"/> 否	
	2	船舶保守管理	<input type="checkbox"/> 諾・ <input type="checkbox"/> 否	
	3	運航実施管理	<input type="checkbox"/> 諾・ <input type="checkbox"/> 否	
	4	営業管理	<input type="checkbox"/> 諾・ <input type="checkbox"/> 否	
	5	保険手配	<input type="checkbox"/> 諾・ <input type="checkbox"/> 否	
	6	船体保険料	<input type="checkbox"/> 甲・ <input type="checkbox"/> 乙が保険会社へ支払う	
		不稼働保険料	<input type="checkbox"/> 甲・ <input type="checkbox"/> 乙が保険会社へ支払う	
		P&I 保険料	<input type="checkbox"/> 甲・ <input type="checkbox"/> 乙が保険会社へ支払う	
		その他（ <input type="checkbox"/> 保険料）	<input type="checkbox"/> 甲・ <input type="checkbox"/> 乙が保険会社へ支払う	
	7	ISM 管理	<input type="checkbox"/> 諾・ <input type="checkbox"/> 否	ISM コード <input type="checkbox"/> JG・ <input type="checkbox"/> NK
ISM 管理料 <input type="checkbox"/> 実費ベース <input type="checkbox"/> 1 暦月間、金 円 (内消費税、金 円、毎月現金にて前払いのこと)				

図1 船舶管理契約書抜粋（委託内容）

3. 協会の歴史

- 平成 17 年 12 月 16 日 設立準備委員会の開催
発起人 8 事業者の他、オブザーバーとして国土交通省，独立行政法人
鉄道建設・運輸施設整備支援機構，社団法人 日本海運集会所も参加
設立時の理事長を株式会社アムテック 取締役であった本山博規氏に
決定する
協会の目的から法人の形を特定非営利活動法人（NPO）とすることを
決定
- 平成 18 年 03 月 01 日 日本船舶管理者協会の準備委員会事務局を立ち上げ
株式会社海洋総合技研 東京事務所（所長 畑本郁彦）に事務局を委託
初代事務局長に畑本郁彦が就任
- 平成 18 年 03 月 10 日 東京都へ NPO の認証申請を行う

平成 18 年 03 月 20 日	2006 年度の活動内容を示した『アクティヴィテ 2006』をプレスリリース
平成 18 年 04 月 01 日	NPO の認証を待たずに任意活動を開始（会員の募集を開始）
平成 18 年 04 月 17 日	三井住友海上火災保険株式会社（福岡）にて西日本の役員会を行い、アクティヴィテ 2006 act.01 「海難事故のデータに学ぶ」を配布し、各理事で検討することを確認。5 月末に提出期限を定める。アクティヴィテ 2006 act.02 「船員へのアンケート」の内容を確認する。
平成 18 年 05 月 22 日	国土交通省海事局との第一回意見交換会
平成 18 年 05 月 23 日	会員の雇用船員に対するアンケート調査の発送
平成 18 年 08 月 14 日	船員アンケート調査とりまとめ
平成 18 年 09 月 21 日	国土交通省との意見交換会を基にした法律の整理を取りまとめ「内航海運関連法と実際の運用」を発行
平成 18 年 09 月 25 日	東京都に NPO としての認証を受ける
平成 18 年 10 月 04 日	NPO 法人登記（法人格取得日）
平成 18 年 11 月 17 日	東京都千代田区平河町の海運ビル内にて、設立総会を実施
同 日	同所にて、NPO としての登記完了並びに活動報告・事業計画発表会を実施（設立披露会）
平成 18 年 11 月 27 日	（社）日本海運集会所（東京都）へ講師（理事長）を派遣 （理事長，事務局）
平成 18 年 12 月 05 日	国土交通省内航課，船員政策課との意見交換（理事長，事務局）
平成 18 年 12 月 15 日	国土交通省内航課，船員政策課との意見交換（理事長，事務局）
平成 19 年 01 月 18 日	協会本部にて内航ジャーナルの取材を受ける（理事長，事務局）
平成 19 年 01 月 22 日	船管協通信創刊号を発行
平成 19 年 02 月 09 日	東京海洋大学 越中島キャンパス 越中島会館にて、日本航海学会シンポジウムを聴講（事務局）
平成 19 年 02 月 14 日	協会本部にて小会議を実施（理事長，副理事長，事務局）
平成 19 年 02 月 15 日	船管協通信第 2 号を発行，FAX にて会員に配信（3 月 6 日にホームページに掲載）
平成 19 年 02 月 19 日	海上保安庁水路部にて、成果発表会を聴講（事務局）
平成 19 年 03 月 02 日	東京都港区浜松町 2 丁目 磯山第 2 ビル 6 階にて、全体会議の実施

平成 19 年 03 月 07 日	国土交通省海事局内航課，船員政策課にて、船舶管理事業者の行う船員雇入れ等の業務に関する確認（事務局）
同 日	高等海難審判庁にて、海難事故解析に関する情報提供をお願いする（事務局）
平成 19 年 03 月 08 日	国土交通省海事局船員政策課，労政課にて、船員の雇入れ等の実務に関する意見交換（副理事長 1 名，事務局）
平成 19 年 03 月 10 日	東京都 お台場にて船員就業フェアに参加，協会活動の P R を行う（事務局）
平成 19 年 03 月 14 日	国土交通省内航課との意見交換（理事長，事務局）
平成 19 年 03 月 24 日	山口県周南市 株式会社イコーズ会議室にて臨時役員会の実施（役員 5 名，事務局）
平成 19 年 03 月 28 日	国土交通省海事局内航課との意見交換会の実施 （平成 19 年度の活動協力等に関して）
平成 19 年 05 月 25 日	第二回定期総会を実施。任期満了に伴う役員改正により、新役員を選任
平成 19 年 06 月 25 日	内航ビジネスモデル説明会（国土交通省 九州運輸局主催）に藏本副理事長を講師として派遣 内航海運のグループ化の実例に関して説明（受益者 74 名）
平成 19 年 07 月 01 日	新理事長 上野 善（上野トランステック株式会社 代表取締役）
平成 19 年 07 月 17 日	『船舶管理者フォーラム 2007 in TOKYO』（後援：国土交通省）を開催（受益者 165 名）
平成 19 年 08 月 06 日	事務局長によるメールマガジン創刊号を発行
平成 19 年 08 月 08 日	内航ビジネスモデル説明会（国土交通省 四国運輸局主催）に石澤副理事長を講師として派遣 内航海運のグループ化の実例に関して説明（受益者 68 名）
平成 19 年 08 月 08 日	内航ビジネスモデル説明会（国土交通省 四国運輸局主催）に石澤副理事長を講師として派遣 内航海運のグループ化の実例に関して説明（受益者 68 名）
平成 19 年 08 月 17 日	内航ビジネスモデル説明会（国土交通省 中国運輸局主催）に藏本副理事長を講師として派遣

	内航海運のグループ化の実例に関して説明（受益者92名）
平成19年08月22日	内航ビジネスモデル説明会（国土交通省 神戸運輸監理部主催）に内藤監事を講師として派遣
	内航海運のグループ化の実例に関して説明（受益者61名）
平成19年08月23日	内航ビジネスモデル説明会（国土交通省 近畿運輸局主催）に内藤監事を講師として派遣
	内航海運のグループ化の実例に関して説明（受益者60名）
平成19年10月03日	国土交通省 海事局，独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構と協会会員との合同の意見交換会の実施
同 日	協会全体会議の実施
平成19年10月10日	国土交通省 内航課より、『内航海運事業者の船舶管理会社を活用したグループ化のためのガイドライン調査・検討及びマニュアル作成業務』を受託
平成19年10月15日	内航ビジネスモデル説明会（国土交通省 中部運輸局主催）に藏本副理事長を講師として派遣
	内航海運のグループ化の実例に関して説明（受益者70名）
平成19年11月13日	当協会を事務局とした『内航海運事業者の船舶管理会社を活用したグループ化のためのガイドライン』検討委員会（第一回）を開催
平成20年02月08日	当協会を事務局とした『内航海運事業者の船舶管理会社を活用したグループ化のためのガイドライン』検討委員会（第二回）を開催
平成20年03月13日	当協会を事務局とした『内航海運事業者の船舶管理会社を活用したグループ化のためのガイドライン』検討委員会（第三回）を開催
平成20年03月31日	国土交通省海事局に『内航海運グループ化のしおり』『内航海運グループ化マニュアル』を提出
平成20年04月25日	国土交通省 内航課，船員政策課との意見交換（事務局長）
平成20年05月14日	第三回 定期総会
平成20年06月11日	第一回 海事制度委員会 開催
平成20年07月03日	第一回 船舶管理ガイドライン検討会 開催
平成20年07月03日	第二回 海事制度委員会 開催（船員職業安定法に関する勉強会）
平成20年07月07日	広島・山口地区海運事業者との意見交換会（10事業者）

平成 20 年 07 月 11 日	山口・九州地区海運事業者との意見交換会（8 事業者）
平成 20 年 07 月 17 日	第一回 船員問題検討委員会 開催
平成 20 年 07 月 22 日	第三回 海事制度委員会 開催（国土交通省との意見交換）
平成 20 年 07 月 29 日	第二回 船員問題検討委員会 開催（船員教育に関する意見交換会）
平成 20 年 08 月 08 日	船員問題検討委員会 小会議（尾道にて）
平成 20 年 08 月 13 日	第四回 海事制度委員会 開催（国土交通省との意見交換を踏まえた会議）
平成 20 年 08 月 13 日	関東地区事業者との意見交換会（7 事業者）
平成 20 年 08 月 19 日	第三回 船員問題検討委員会 開催（船員教育に関する意見交換会）
平成 20 年 09 月 03 日	岡山・四国地区海運事業者との意見交換会（9 事業者）
平成 20 年 09 月 05 日	内航船主海務監督との船員育成に関する意見交換（事務局）
平成 20 年 09 月 10 日	国立広島商船高等専門学校 副校長との意見交換（船員問題検討会）
平成 20 年 09 月 12 日	国立弓削商船高等専門学校 商船学科長，商船学科就職・進路指導教授との意見交換（船員問題検討会）
平成 20 年 09 月 19 日	国土交通省海事局次長との意見交換（船員問題検討会）
平成 20 年 09 月 19 日	国土交通省海事局長との意見交換（船員問題検討会）
平成 20 年 09 月 19 日	国土交通省海事局 海事人材政策課・海技課との意見交換（船員問題検討会）
平成 20 年 09 月 20 日	電気推進船（SES1） 第 5 日光丸 見学（事務局）
平成 20 年 09 月 22 日	船員問題検討委員会 次年度活動に関する企画会議
平成 20 年 10 月 03 日	第二回 船舶管理ガイドライン検討会 開催
平成 20 年 10 月 03 日	平成 20 年度第二回 理事会 開催
平成 20 年 10 月 10 日	独）鉄道建設・運輸施設整備支援機構との意見交換（事務局）
同月 21～22 日	国立弓削商船高等専門学校 弓削丸実習（商船科 3 年生）見学（船員問題検討委員会 2 名，事務局長）
平成 20 年 10 月 31 日	国土交通省 海事局 局長，次長へのご挨拶（理事長，事務局）
平成 20 年 10 月 31 日	海事制度委員会の提案書を国土交通省 海事人材政策課に提出（理事長，事務局）
平成 20 年 11 月 04 日	船員問題検討委員会 船員養成に関する意見交換
平成 20 年 11 月 07 日	船員問題検討委員会 国土交通省 海技課との意見交換

平成 20 年 11 月 26 日	船員問題検討委員会（船員教育に関する意見交換会）
平成 20 年 12 月 19 日	提案書に対する回答の件で、国土交通省 海事局 局長，次長へのご挨拶（理事長，副理事長 1 名，事務局）
平成 20 年 12 月 24 日	独）鉄道建設・運輸施設整備支援機構との意見交換（事務局）
平成 21 年 01 月 07 日	海事制度委員会（国交省への提案の成果発表）
平成 21 年 1 月～3 月	「尾道地区海技資格者養成スキームの構築」に関する調査事業（中国運輸局から受託） 船員問題検討委員会 4 名＋事務局にて実施
平成 21 年 1 月～3 月	「内航タンカー荷役に関する調査事業」（独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構から受託） 船員問題検討委員会の事業としてタンカー管理事業者等の協力を得ながら業務を実施
平成 21 年 04 月 13 日	国土交通省海事局内航課及び日本海事センターとの意見交換
平成 21 年 05 月 13 日	国土交通省海事局内航課，海事人材政策課と意見交換
平成 21 年 05 月 21 日	国土交通省海事局内航課，海事人材政策課と意見交換
平成 21 年 06 月 23 日	第四回定時社員総会開催
平成 21 年 06 月 24 日	国土交通省海事局内航課及び日本海事センターとの意見交換
平成 21 年 07 月 16 日	平成 21 年度 第一回役員会開催
平成 21 年 08 月 04 日	第一回東部ブロック会議
平成 21 年 08 月 07 日	第一回西部ブロック会議
平成 21 年 08 月 17 日	国土交通省海事局内航課と意見交換
平成 21 年 08 月 24 日	第一回中央ブロック会議
平成 21 年 09 月 03 日	日本財団との意見交換
平成 21 年 09 月 04 日	平成 21 年度 第二回役員会開催
平成 21 年 10～翌年 3 月	日本海事センターからの受託事業「内航船舶管理の効率化及び安全性の向上に関する調査研究」の実施
平成 21 年 10 月 30 日	第二回西部ブロック/船員問題検討委員会開催
平成 21 年 11 月 12 日	第二回東部ブロック/海事制度委員会開催
平成 21 年 11 月 26 日	第二回中央ブロック/船舶管理ガイドライン検討委員会開催
平成 21 年 11～翌年 3 月	中国運輸局からの受託事業「民間完結型六級海技士養成スキーム実証

	確認等調査」の実施
平成 21 年 12 月 09 日	平成 21 年度 第三回役員会開催
平成 21 年 12 月 22 日	中国地方海運組合連合会との意見交換
平成 21 年 12～翌年 3 月	独) 鉄道建設・運輸施設整備機構からの受託事業「内航タンカー荷役設備の設計に関する調査」の実施
平成 22 年 02 月 04 日	国土交通省海事局内航課との意見交換
平成 22 年 02 月 18 日	第三回中央ブロック/船舶管理ガイドライン検討委員会開催
平成 22 年 02 月 19 日	第三回西部ブロック/船員問題検討委員会開催
平成 22 年 02 月 26 日	臨時役員会
平成 22 年 03 月 03 日	第三回検討委員会 竹内座長との事前打合せ
平成 22 年 03 月 05 日	日本海事センター第三回検討委員会
平成 22 年 04 月 30 日	株式会社 海洋総合技研への事務局委託契約解除
平成 22 年 05 月 24 日	第 1 回東部ブロック会議
平成 22 年 06 月 01 日	第 5 回通常総会 (東京都)
平成 22 年 07 月 09 日	第 1 回西部ブロック(船員問題検討委員会)会議開催 (広島市)
平成 22 年 08 年 05 日	第 2 回東部ブロック会議 (海事政策委員会) 会議開催 (東京都)
平成 22 年 08 年 08 日	第 1 回中央ブロック会議 (ガイドライン策定委員会) 会議開催 (愛媛県四国中央市)
平成 22 年 08 月 17 日	平成 22 年度 第 1 回役員会議開催 (東京都)
平成 22 年 08 月 20・21 日	後援事業 中国地区海運組合連合会青年部主催 弓削商船高専訓練船「弓削丸」体験乗船事業開催 (江田島～広島湾周辺)
平成 22 年 09 月 10 日	西部ブロック勉強会開催「民間完結型新 6 級制度について」(広島市)
平成 22 年 10 月 08 日	平成 22 年度 第 2 回役員会議開催 (熊本市)
平成 22 年 10 月 09 日	第 2 回西部ブロック会議(船員問題検討委員会)会議開催 (:熊本市)
平成 23 年 01 月 17 日	臨時役員会議開催 (東京都)
平成 23 年 06 月 02 日	第 6 回定期総会 (東京都)
平成 23 年 07 月 07 日	平成 23 年度 第 1 回役員会議 (東京都)
平成 23 年 08 月 10 日	第 1 回日本船員確保・育成に関する学術機関との共同調査研究会 (中国地方海運組合連合会) (広島市)
平成 23 年 09 月 09 日	第 2 回日本船員確保・育成に関する学術機関との共同調査研究会

	(中国地方海運組合連合会) 於：広島市中区
平成 23 年 10 月 06 日	第 1 回東日本ブロック会議 (大阪市)
平成 23 年 10 月 14 日	第 1 回西日本ブロック会議 (広島市)
平成 23 年 12 月 08 日	平成 23 年度 第 2 回役員会議 (東京都港区)
平成 23 年 12 月 09 日	第 3 回日本船員確保・育成に関する学術機関との共同調査研究会 (中国海運組合連合会) (広島市)
平成 23 年 12 月 12 日	第 1 回内航船舶管理ガイドライン作成検討委員会 (国土交通省からの 受託事業)
平成 24 年 01 月 23 日	第 2 回内航船舶管理ガイドライン作成検討委員会 (国土交通省からの 受託事業)
平成 24 年 02 月 27 日	第 2 回東日本ブロック会議 (東京都)
平成 24 年 03 月 26 日	第 3 回内航船舶管理ガイドライン作成検討委員会 (国土交通省からの 受託事業)
平成 24 年 03 月 28 日	第 4 回日本船員確保・育成に関する学術機関との共同調査研究会 (中国地方海運組合連合会) (広島市)
平成 24 年 03 月 30 日	第 2 回西日本ブロック会議 (熊本市)
平成 24 年 03 月 30 日	平成 23 年度 第 3 回役員会議 (熊本市)
平成 24 年 06 月 08 日	平成 24 年度 第 1 回役員会議 (東京都)
平成 24 年 06 月 08 日	第 7 回定時総会 (東京都)
平成 24 年 8 月 27 日	第 1 回東日本ブロック会議 (東京都港区)
平成 24 年 8 月 30 日	第 1 回理事役員会議 (東京都千代田区)
平成 24 年 09 月 06 日	第 1 回西日本ブロック会議 (広島市)
平成 24 年 11 月 15 日	第 1 回内航船舶管理ガイドライン評価策定検討委員会 (東京都)
平成 24 年 11 月 21 日	第 2 回東日本ブロック会議 (大阪市)
平成 24 年 11 月 22 日	第 2 回西日本ブロック会議 (広島市)
平成 24 年 12 月 04 日	平成 24 年度 第 2 回理事役員会議 (東京都)
平成 24 年 12 月 10 日	第 2 回内航船舶管理ガイドライン評価策定検討委員会 (東京都)
平成 25 年 01 月 25 日	第 3 回東日本ブロック会議 (東京都港区)
平成 25 年 02 月 01 日	第 3 回内航船舶管理ガイドライン評価策定検討委員会 (東京都)
平成 25 年 03 月 11 日	第 4 回内航船舶管理ガイドライン評価策定検討委員会 (東京都)

- 平成 25 年 03 月 21 日 平成 24 年度 第 3 回理事役員会議（東京都）
- 平成 25 年 03 月 26 日 第 3 回西日本ブロック会議（広島市）
- 平成 25 年 06 月 07 日 平成 25 年度 第 1 回理事役員会議（東京都）
- 平成 25 年 06 月 07 日 第 8 会通常総会（東京都文京区小石川）
- 平成 25 年 06 月 27 日 韓国船舶管理産業協会とのランチミーティング（今治市）
- ★日韓の船舶管理業界活性化に向けて、新しいネットワークを構築する意思統一を行った。
- 平成 25 年 08 月 29 日 平成 25 年度 第 2 回理事役員会（東京都）
- 平成 25 年 08 月 29 日 第 1 回 JSMS セミナー開催（東京都）
- 講 演：
山友汽船株式会社代表取締役 望月 正信 氏
テーマ「 外航船舶管理の実態と内航船舶管理の課題」
パネルディスカッション：
国土交通省海事局 内航課課長 大石 英一郎 氏
一般社団法人日本海事協会認証サービス事業部部長 窪木 孝雄 氏
株式会社デュカム代表取締役 内藤 吉起 氏
特定非営利活動法人日本船舶管理者協会専任技師 小原朋尚
テーマ「 内航船舶管理ガイドラインの概要と船舶管理の実態」
（東京都）
- 平成 25 年 08 月 29 日 当協会が積極的に関わった「一般社団法人海洋共育センター」の設立
総会が開催される
- 平成 25 年 10 月 25 日 第 2 回 JSMS セミナー開催（広島市）
- 講 演：
三井住友海上火災保険株式会社 海損部中国海損グループ 課長 渡
邊浩司 氏
「海難事故防止に向けた船舶管理会社との共同取組」
セミナー：
leader's partner オフィイワタニ 岩谷克也
「経営者の理念は現場に届いているか?～理念が届けば勝手に人は育
つ!!」

平成 25 年 12 月 05 日	平成 25 年度 第 3 回理事役員会開催（東京都）
平成 26 年 03 月 14 日	平成 25 年度 第 4 回理事役員会開催（広島市）
平成 26 年 03 月 14 日	第 3 回 JSMS セミナー開催（広島市）
	講 演:
	独立行政法人 海技大学校 校長 引間俊雄 氏
	「海事人材育成の課題と実態」
平成 26 年 6 月 11 日	平成 26 年度 第 1 回理事役員会開催（東京都）
	第 9 回定時総会開催（東京都）
	基調講演
	国土交通省海事局内航課財務第一係長山本良一 氏
	「内航海運における船舶管理会社の活用について」
	国土交通省海事局内航課船員政策課雇用対策室主査 川口幸広 氏
	「船員派遣の概要」
平成 26 年 09 月 10 日	平成 26 年度 第 2 回 JSMS 研修会準備（福岡県福岡市）
平成 26 年 10 月 01 日	平成 26 年度 第 2 回 JSMS 研修会準備（広島県広島市）
平成 26 年 10 月 30 日	平成 26 年度 第 2 回役員 会議 於:広島県市 広島県市
	議題 ① 事業報告 事業報告, 第 2 回 JSMS 研修会内容について
	② 収支中間報告
	③ 今後の事業計画について
平成 26 年 10 月 30 日	平成 26 年度 第 2 回 JSMS 研修会
	第 1 部「船員派遣事業の概要と監査結果及び不適切事項に関する注意 点」について
	国土交通省 中国運輸局 船員労政課長 板敷 剛氏
	第 2 部「陸上における労働者派遣法の現状と船員派遣事業の今後の可 能性」について
	株式会社リクルートスタッフィング [®] 西日本ユニット長 埴岡義弘氏
平成 26 年 12 月 26 日	平成 26 年度 第 3 回 JSMS 研修会準備（東京都）
平成 27 年 02 月 10 日	平成 26 年度 第 3 回役員会議（東京都）
	議題 ① 事業報告並びに収支会計中間報告
	② 第 3 回 JSMS 研修会内容について

③ 第10回通常総会について

④ その他

平成 27 年 02 月 10 日	平成 26 年度 第 3 回 JSMS 研修会 於:東京都 千代田区 国土 交通省海事局内航課との意見換会 (ディスカッション) 議題 「内航船舶管理 会社普及促進の課題」について
平成 27 年 6 月 3 日	第 10 回 通常総会開催 (神戸市)
平成 27 年 8 月 4 日	平成 27 年度 第 1 回役員会
平成 27 年 8 月 17 日	日生地区会員との意見交換会 (事務局)
平成 27 年 8 月 24 日	国土交通省 海事局 内航課との意見交換 (東京都) (理事長及び事務局)
平成 27 年 11 月 13 日	平成 27 年度 第 2 回役員会
平成 27 年 11 月 13 日	内航海運フォーラム IN 東京への参加 (理事 3 名)
平成 27 年 11 月 27 日	天草マリン同志会への参加 (理事 3 名) 船舶管理に関するアンケートの実施
平成 27 年 12 月 5 日	ホームページリニューアル 12 月 7 日 (月) より毎週月曜日 9 時の定時更新を開始

4. 協会メンバー

4.1 会員数

	正会員		賛助会員		合計会員数
	団体	個人	団体	個人	
平成 18 年 10 月 4 日	12 団体	0 名	0 団体	1 名	13 会員
平成 19 年 3 月 31 日	17 団体	0 名	0 団体	1 名	18 会員
平成 20 年 3 月 31 日	25 団体	10 名	2 団体	2 名	39 会員
平成 21 年 3 月 31 日	28 団体	10 名	3 団体	2 名	43 会員
平成 22 年 3 月 31 日	47 団体	1 名	1 団体	0 名	49 会員
平成 23 年 3 月 31 日	47 団体	2 名	1 団体	0 名	50 会員
平成 24 年 3 月 31 日	34 団体	2 名	1 団体	0 名	37 会員
平成 25 年 3 月 31 日	38 団体	2 名	1 団体	0 名	41 会員
平成 26 年 3 月 31 日	33 団体	2 名	1 団体	0 名	36 会員
平成 27 年 3 月 31 日	33 団体	2 名	1 団体	0 名	36 会員
平成 28 年 3 月 31 日	35 団体	2 名	1 団体	0 名	38 会員

4.2 役員

	理事長	副理事長	理事	監事	合計
平成 18 年 10 月 04 日 ～ 平成 19 年 06 月 30 日	本山 博規	石澤 重男 藏本 由紀夫	浦辺 眞 中野 英樹 旗手 安夫	三原 廣茂 向山義喜	理事 6 名 監事 2 名
平成 19 年 07 月 01 日 ～ 平成 21 年 06 月 30 日	上野 善	石澤重男 藏本由紀夫 宮 利治	浦辺 眞 中野 英樹 旗手 安夫 三原 廣茂	内藤吉起 向山義喜	理事 8 名 監事 2 名
平成 21 年 7 月 01 日 ～ 平成 22 年 6 月 30 日	藏本 由紀夫	石澤 重男 岡本 勲	浦辺 眞 金原 一次 合田 浩史 三原 廣茂 畑本 郁彦	岡田 成弘 村井 金米	理事 8 名 監事 2 名
平成 22 年 7 月 01 日 ～ 平成 23 年 4 月 30 日	藏本 由紀夫	石澤 重男 岡本 勲	浦辺 眞 金原 一次 合田 浩史	岡田 成弘 村井 金米	理事 6 名 監事 2 名
平成 23 年 5 月 1 日 ～ 平成 26 年 6 月 10 日	藏本 由紀夫	小松 泰三 山口 孝次	浦辺 眞 金原 一次 合田 浩史 日浦 公德	岡田 成弘 村井 金米	理事 7 名 監事 2 名
平成 26 年 6 月 11 日 ～ 平成 27 年 6 月 30 日	藏本 由紀夫	小松 泰三 日浦 公德	浦辺 眞 岡田 成弘 望月 正信	合田 浩史 村井 金米	理事 6 名 監事 2 名
平成 27 年 7 月 01 日 ～ 現在	望月 正信	浦辺 眞 村井 金米	浦山 秀大 金原 一次 合田 浩史 畑本 郁彦	福田 正海	理事 7 名 監事 1 名

5. 10年間の活動の評価

5.1 大目的について

設立時の大目的	国内の海運事業における独自の船舶管理事業のフレームワークを構築し、船舶管理事業者の地位の確立と品質の向上を目指す。
評価	活動開始から3年間は、活発な活動を行い、国土交通省・JRTT等との連携も取れていたが、徐々に連携が薄れてきたように思量される。設立当初は、受託事業に主体を置き、平成22年度以降は、収益事業から会員各自が主体となって行う調査研究事業を行ってきた。しかし、調査研究の主体が船員問題に重きを置いていたため、船員問題に関する一定の成果は得られたが、船舶管理事業者の地位の確立と品質の向上という大目的は果たせていないものと考えられる。

5.2 中目的について

設立時の中目的	評価 (A~Eまでの5段階評価)	コメント
船舶管理会社の定義と必要性 PR (管理会社のブランド化)	D	当協会の船舶管理会社の定義を基に国交省から船舶管理のガイドラインが公開され、当該ガイドラインに対する評価を行うシステムが公表されたが、当該評価が活用された事例は存在しない。 船舶管理会社のブランド化については、船舶管理会社に管理を委託すると船舶の保守整備が十分でないとの低い評価の方がよく聞かれる。
船員派遣制度の効果検証	E	全く行っていない。
船員不足解消のための事業構築及び助成等関係先への働きかけ	B	船員不足解消のための活動の成果として一般財団法人 海洋共育センターの設立に寄与した。
船員能力開発のための教育の実施と各種教育機関との連携	B	海技士を増やすため、民間完結型六級海技士(航海)短期養成の構築に寄与した。
船舶管理スキームのネットワーク化 ・ 専門家集団の共有 ・ 専門家による工務監督や船員教育講師等を通じて専門知識の共有とスキルアップを図る	D	セミナーなどの開催を行ったが、協会内での専門知識の共有やスキルアップまでには至っていないと考えられる。
上記を通じて今後の内航物流システムの維持管理を担う事業者として専門的スキルの共有と維持を行う	D	主に船員問題に対する議論のみが先行し、船舶管理における専門的な知識の洗い出しや情報共有まで至っていない。

※ A:十分な成果が得られた, B:一定の成果が得られた, C:どちらとも言えない,
D:取り組みが不十分である, E:全く取り組んでいない

5.3 協会の在り方

設立時の目標	評価 (A～E までの5 段階評価)	コメント
非営利団体として会員の相互扶助の観点に立つ	C	セミナーの開催は行っているが、一般からの参加が少ない。 ホームページ上では、会員・非会員による情報公開の区別を行っていない。
目的に列記した項目に関連する事業及びそれらに関連する共同事業の構築やルール作りを行うとともに各社が将来直面するであろう船舶管理に関する事故防止策や要員不足等、経営問題に直結するリスクを分析し、事前に対策を講じていく	D	どうしても課題に対しての後追いの対策になっている。また、船員問題以外での積極的な議論がなされていない。
船舶管理者として国内物流の危機に対応できるシステム作りを先行して行っていくことで、今後の優位性を確保していくことは共同取組にて実施可能である	E	出来ていない
単なる競争相手という立場ではなく、今後の内航海運を支えていく兼任者として共存共栄の精神の下、国内海上物流の運航管理業務を担っていくメンバーである必要がある。	E	出来ていない
当協会の活動は、既存の労働組合の諸活動に関するものを議論する意図はない	A	他の団体の活動に対する議論は行っていない
上記に関しては、個々の会員の方針や考え方まで拘束するものではなく、船舶管理会社のスタンダードが何であるかを自らが確立し、実践することにある。	C	個々の会員に対して、「船舶管理会社のスタンダードが何であるかを自らが確立し、実践すること」が実践できているか否かの調査を行っていない。

※ A:十分な成果が得られた, B:一定の成果が得られた, C:どちらとも言えない,
D:取り組みが不十分である, E:全く取り組んでいない

6. 今後行うべき事項

6.1 大目的について

設立時に予想した通り、船員の高齢化によって不足は顕在化しており、配乗管理を行えなくなった船主等からの船舶管理会社に対するニーズが増加している。しかしながら、船舶管理契約よりも用船契約が好まれる場合が多く、船舶管理会社の地位の向上までには至っていないと考えられる。また、船舶管理会社の行う船舶管理の品質に対して、不安・不満の声が多く聞かれている。

よって、設立当時の「国内の海運事業における独自の船舶管理事業のフレームワークを構築し、船舶管理事業者の地位の確立と品質の向上を目指す。」という大目的を継続的に掲げ、今後の活動を行うべきと考えられる。

6.2 中目的

6.2.1 管理会社の定義と必要性PR（管理会社のブランド化）

国土交通省から内航船舶管理に関するガイドラインが発表され、さらに当該ガイドラインに基づく評価方法が提供されている。しかしながら、当該ガイドラインを活用して船舶管理を行っている事業者は存在しない。当該ガイドラインは、国土交通省で議論が行われる前に当協会内で作成したものをベースにしており、議論の中で当協会の意図するものと多少異なったとしても、全く活用しないのはいかなるものかと考えられる。

まずは、協会内でガイドラインの評価を行った上で、どのような点で現実と異なるのか、検証する必要がある。その上で、必要な修正を行い、当協会オリジナルの新たなガイドライン及び評価システムを作成するか、国土交通省へ修正を求めるなどをしなければならない。さらに、当該システムを活用して当協会会員自らが、船舶管理に関する質の向上を示さなければ、船舶管理会社のブランド化は実現しないと思量される。

6.2.2 船員派遣制度の効果検証

現在、船員不足により船員派遣の活用が増えている。また、活用の増加に伴うトラブルも聞かれるようになった。当協会としても、アンケート調査を行うなどして実態調査を行い、適正な船員派遣の在り方や業界団体としてのルール作りを行う必要があると考えられる。

6.2.3 船員不足解消のための事業構築及び助成等関係先への働きかけ

当協会の活動の成果として、一般財団法人 海洋共育センターが設立され、新規船員の育成や再教育などが行われている。このため、当協会としては、この分野に関する活動

を主体となつて行うことはせず、一般財団法人 海洋共育センターからの要請があれば、協力する程度で良いと判断される。

6.2.4 船員能力開発のための教育の実施と各種教育機関との連携

前項と同様に一般財団法人 海洋共育センターからの要請があれば協力を行う。

6.2.5 船舶管理スキームのネットワーク化

1) 専門家集団の共有

船舶管理に関する専門家とのネットワークは、今後の協会活動において不可欠である。

2) 専門家による工務監督や船員教育講師等を通じた専門知識の共有とスキルアップ

船舶管理に関する専門知識の共有とそれによる会員のスキルアップは、船舶管理の質の向上に不可欠である。

7. 目的を達成するための具体的な作業

7.1 船舶管理会社の定義と必要性PR（船舶管理会社のブランド化）

7.1.1 目的

内航海運における船舶管理を定義し、その必要性をPRすると共に船舶管理品質の向上を図り、船舶管理会社をブランド化する。

7.1.2 実施方法

そもそも船舶管理は、船主業の一部の業務であり、オーナーオペレーター、オーナー、船舶管理会社の業種に関わらず最低限の管理項目と品質は確保されなければならない。また、組織的な管理を行う場合、船舶を陸上で船舶を管理する社員の管理業務実施内容は、オーナーや船舶管理会社の違いによって異なるものではないと考える。

このような理由から、現在、国土交通省から提供されている船舶管理のガイドラインは、船舶管理会社だけでなく、他者の船舶に自身の雇用した船員を乗船させて運航実施管理を行うみなし事業者にも同様に適用されるべきであると考えます。

さらに、みなし事業者と船舶管理会社の行っている業務内容が酷似している契約形態があるにも関わらず、みなし事業者は、内航海運業法上の内航海運業者（貸渡業者）として位置づけられ、一方で船舶管理会社は、法律上定義されていない事業者であるのは、いくら船舶管理会社の必要性を訴えたとしても、オペレーターやオーナーからすれば、船舶管理会社の必要性を感じるとは思えない。

そこでまず、内航船舶ガイドラインを他者の船舶を管理する事業者全てに適用されるよう、また、船舶管理会社及び陸上で船舶を管理する者（当協会では、船舶管理者とする）を法的に位置付けられるよう制度を研究し、その結果を国土交通省等に提出する。一方で、現在の内航管理ガイドライン及び評価制度を当協会内の会員で検証し、必要がある。その上で、必要な修正を行い、当協会オリジナルの新たなガイドライン及び評価システムを作成し、運用する。

7.1.3 具体的作業

1) 内航における船舶管理の定義の検討

- ① 国土交通省から提供されている内航船舶管理ガイドラインの項目について、会員の実務上の管理項目と照らし合わせる。
- ② ①の結果を基に、必要な項目と不必要な項目を選別する。
- ③ 各項目の重要度に合わせて、評価の点数を決定する。

- ④ 評価システムをインターネット上で行えるよう環境を整備する。
- 2) 船舶管理者に必要な知識と資格についての検討
 - ① 1) の結果を基に、船舶管理者に必要な能力について検討する。
 - ② 船舶管理者に必要な資格（海技士資格が必要が否か）について検討する。
 - ③ 独自の資格制度の検討を行う。
 - ④ 独自の資格制度のための試験・合格判定方法について検討する。
 - ⑤ 独自の資格制度の試験運用を行い、良ければ実用化する。
- 3) 船舶管理会社及び船舶管理者の法的位置付け
 - ① 関連する法律を検討し、船舶管理会社及び船舶管理者を定義した場合、どのような不具合を生じるか検討する。
 - ② 船舶管理会社及び船舶管理者（必要な資格等）をどのように定義するか検討する。
 - ③ 検討結果を基に国土交通省と意見交換を実施する。
- 4) 船舶管理ガイドラインの内航海運全体への適用
 - ① 船舶管理ガイドラインを内航全体としてのガイドラインとするための検討（みなし事業者の廃止を含めて検討）。
 - ② 検討結果を基に国土交通省と意見交換を実施。

7.2 船員派遣制度の効果検証

7.2.1 目的

船員派遣制度の運用実態について調査を行い、正な船員派遣の在り方や業界としてのルール作りを行う。

7.2.2 実施方法

許可を受けている船員派遣事業者に対するアンケート調査を実施する。

7.2.3 具体的作業

- 1) アンケート調査内容の検討。
- 2) アンケートの送付。
- 3) アンケートの回収・集計。
- 4) 集計結果を基に国土交通省との意見交換を実施する。
- 5) 必要な項目についてのルール作りを行う。

7.3 船舶管理スキームのネットワーク化1（専門家集団の共有）

7.3.1 目的

船舶管理に関する専門的知識の入手やデータベース化のために、船舶管理に関する専門家とのネットワークを構築する。

7.3.2 実施方法

船舶管理に関する専門家を講師としたセミナー等を実施し、専門家とのネットワークを広げると共に、専門家を個人会員として勧誘する。

7.3.3 具体的作業

- 1) 正会員（個人）の見直し。個人が入会しやすいよう減額する。
- 2) セミナー等の講師として招く専門家の選定作業。セミナー等の実施。
- 3) 専門家を個人会員として勧誘する。

7.4 船舶管理スキームのネットワーク化2（専門知識の共有とスキルアップ）

7.4.1 目的

船舶管理の質の向上のため、船舶管理に関する専門知識の収集と共有を行う。

7.4.2 実施方法

船舶管理に関する専門家とのネットワークを構築した後、各管理項目に関する勉強会や意見交換会を開催し、協会内に情報を蓄積し共有する。

7.4.3 具体的作業

- 1) 各管理項目に関する勉強会の実施。勉強会担当理事又は事務局による議事録の作成。
- 2) 各管理項目に関する意見交換会の実施。議事録の取りまとめ並びに疑問点の整理・調査。
- 3) 得られた専門的知識を定期的に文書化し、会員に配布又はインターネット上で共有する。

以上